

第2期東京都障害福祉計画

東京都は、第2期障害福祉計画を障害者計画と一体的な形で策定しました（「策定に当たって」及び第1章～第3章）が、障害者自立支援法及び国の基本指針に即して策定する第2期障害福祉計画を再掲します。

法令の根拠

東京都障害福祉計画は、障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づいて策定する計画であり、同条第2項の規定に掲げられた事項を定めたものです。

第89条第1項 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。

第89条第2項 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 2 前号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- 3 第1号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 4 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 5 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 6 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 7 その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

上記のほか、国の基本指針では以下の事項を定めるものとしています。

- 障害福祉計画に係る趣旨、基本的理念（第2章に掲載）
- 平成23年度の数値目標の設定
 - 施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の目標
- 区域の設定
- 計画の期間及び見直しの時期（「策定に当たって」に掲載）
- 計画の達成状況の点検及び評価（「策定に当たって」に掲載）

第1節 平成23年度の数値目標の設定と目標達成に向けた施策の推進

障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づく基本指針（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号 一部改正：平成21年1月8日厚生労働省告示第2号）において、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」に関する数値目標を設定することが求められ、国が望ましいとする目標が示されています。

東京都は、障害者及びその家族をはじめとする都民のニーズやこれまでの東京都及び区市町村の障害者施策の推進状況を踏まえつつ、東京都の実情に応じて、以下のとおり目標を設定し、その目標を達成するために必要な施策を推進していきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

地域生活への移行を進める観点から、第1期障害福祉計画の作成時点（平成17年10月1日現在。以下「第1期計画時点」という。）において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意すること。

※ 入所施設とは、長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）、精神障害者入所授産施設等が考えられる。

※ 平成17年10月1日現在の利用者に、新規整備予定の施設利用者を含めない。

【東京都の目標と達成のための施策】

ア 施設入所者の地域移行促進に関する基本的考え方

- ① 区市町村は、各区市町村が支給決定を行っている施設入所者の1割以上の者が、平成23年度末までに都内において地域生活に移行できるように、グループホーム等の地域居住の場、自立訓練事業等の通所事業及びショートステイ事業などの必要見込量を算定し、地域生活への移行後の生活基盤の整備に引き続き計画的に取り組むものとしします。
- ② 都内・都外の施設入所支援事業者は、グループホーム等への入居支援などにより、平成17年10月1日時点の入所者の1割以上を、平成23年度末までに地域生活へ移行させるよう引き続き努めるものとしします。
- ③ 東京都は、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」に基づいて、設置者負担を軽減する特別助成等により、グループホーム等の地域生活基盤の整備を、引き続き重点的に支援します。

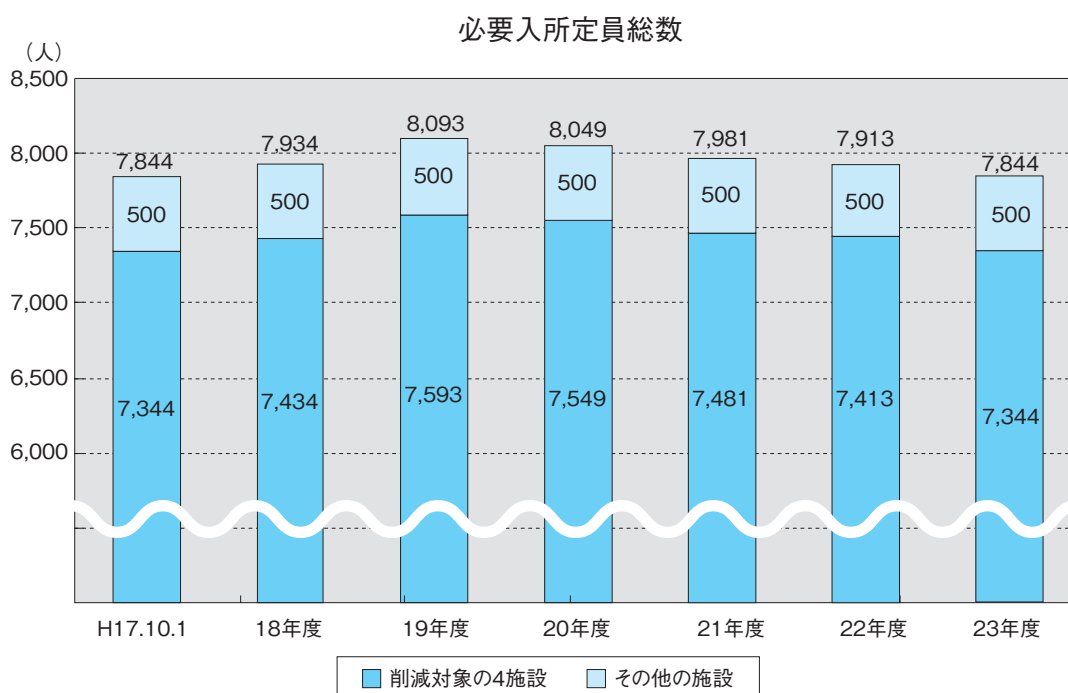
項目	数 値	説 明
平成17年10月1日現在の施設入所者数	7,344人	※身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）の入所定員
【23年度末目標値】 地域生活移行者数	874人	※平成17年10月1日現在の全入所者のうち、平成23年度末までに、施設入所からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行する予定の者の数と割合
	11.9%	
【19年度末実績】 地域生活移行者数	373人	※平成17年10月1日現在の全入所者のうち、平成19年度末までに、施設入所からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行した者の数と割合
	5.1%	

※ 目標値及び19年度末実績は、各区市町村で設定した地域生活移行者数を積算したものである。

イ 入所施設の定員に関する考え方

- ① 国の基本指針では、「平成17年10月1日現在の施設入所者数を平成23年度末までに7%以上削減する」との目標設定が望ましいとされています。
 - ※ 削減対象の入所施設は、長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）等が想定されている。
- ② これに対して、東京都の第1期計画では、当時の状況を踏まえ、「平成23年度末の入所定員数」は、平成17年10月1日現在の定員数を超えないものとししました。

- ③ 平成19年度末現在の入所定員数は7,624人となっており、第1期計画において設定した同年度末の目標値である7,593人を30人余り上回っています。
- ④ 東京都は、「地域生活支援型入所施設」への転換と、グループホーム及びケアホームの重点的整備を推進しつつ、地域生活への移行を進め、第1期計画が定めた、入所定員が平成17年10月1日現在の定員である7,344人を超えないという平成23年度末の目標値の達成に向けて、引き続き着実に取り組みます。
- ⑤ これらにより、第2期東京都障害福祉計画において定める「平成23年度末の入所定員数」は、第1期計画と同様、平成17年10月1日現在の定員数を超えないものとします。



2 入院中の精神障害者の地域生活への移行（東京都と区市町村で設定）

【国の基本指針】

平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値（平成14年度における退院可能精神障害者数に基づき市町村及び都道府県が定める数）を設定する。これとともに、医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第1項に規定する医療計画をいう。）における基準病床数の見直しを進める。

さらに、都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」（平成20年5月30日障発第0530001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知により実施する事業をいう。）による平成23年度末までの退院者数の目標値を定める。

【東京都の目標と達成のための施策】

ア 受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行の目標

- ① 平成14年度の患者調査等によると、東京都には、退院可能な精神障害者は約5,000人いるとされていますが、都内外の精神科医療機関における最新の退院可能者数の把握が困難であるため、第1期計画では、暫定的に、約5,000人を各区市町村の人口比で按分して算定した人数を区市町村ごとに定める地域移行の対象者数（目標値）としました。
- ② 国は、第1期計画の策定にあたり、平成24年度までに「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院できることを目指すとしていましたが、東京都は、平成18年度を初年度として、10年後の平成27年度末までの退院を目指すこととし、各区市町村は、平成23年度末において暫定的な対象者の5割以上の者が地域生活へ移行することを目指すものとなりました。
- ③ また、国は、地域移行の対象者数（目標値）について第1期計画策定時の考え方を引き続き維持するとともに、都道府県における第2期計画の策定に際し、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」（東京都においては「東京都精神障害者退院促進支援事業」の名称で実施）による平成23年度末までの退院者数の目標値を定めるよう求めています。
- ④ 東京都は、地域移行の対象者数（目標値）については第1期計画策定時の考え方を引き続き維持するとともに、「東京都精神障害者退院促進支援事業」を通じて平成23年度末までに合計500名が退院し、地域生活へ移行することを目指すものとします。

イ 受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活移行に向けた施策の推進

いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の退院を促し、円滑に地域生活に移行させ、退院後の地域生活を安定的に継続して支えるため、

- ① 東京都は、相談支援事業者等にコーディネーターを配置して、精神科病院の医師・精神保健福祉士等や退院後の生活を支える関係機関との連絡・調整等を行うことにより対象者の円滑な地域移行を図る、精神障害者退院促進支援事業（精神障害者地域移行支援特別対策事業）を引き続き計画的に実施します。

なお、平成21年度からは、都立（総合）精神保健福祉センターに新たに地域体制整備コーディネーターを配置し、広域にわたる調整や、地域における支援体制の整備に向けた働きかけの充実を図ります。

- ② 区市町村は、前記のコーディネーターとの連絡・調整に当たる相談支援事業者を確保し、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守りの体制の整備に引き続き取り組むとともに、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」を最大限に活用し、グループホーム等の居住の場や自立訓練事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備を

引き続き推進します。

項目	数値	説明
平成18年度現在の退院可能精神障害者数	5,000人	※平成18年度現在の暫定的な退院可能精神障害者
【23年度末目標値】 地域生活移行者数	2,500人	※平成18年度現在の退院可能精神障害者のうち、平成23年度末までに、精神科病院からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行する予定の者の数と割合
	50.0%	
【19年度末推計】 地域生活移行者数	686人	平成18・19年度における、東京都精神障害者退院促進支援事業を利用して精神科病院からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行した者（56人）及び同事業を利用することなく移行したと考えられる者（約630人）を合わせた数
	13.7%	

項目	数値	説明
【23年度末目標値】 精神障害者退院促進支援事業による地域生活移行者数	500人	平成18年度現在の退院可能精神障害者のうち、平成23年度末までに、東京都精神障害者退院促進支援事業を利用して精神科病院からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行する予定の者の数
【19年度末実績】 精神障害者退院促進支援事業による地域生活移行者数	56人	平成18・19年度における、東京都精神障害者退院促進支援事業を利用して精神科病院からグループホーム・ケアホーム等での地域生活へ移行した者の数

《地域自立支援協議会について》

- 平成20年10月現在、東京都内において地域自立支援協議会が設置されているのは、全62区市町村の半数をやや上回る34区市町にとどまっています。
- このため、東京都は、区市町村において地域自立支援協議会が早期に設置されるよう、東京都自立支援協議会などを通じて、区市町村への支援を進めていきます。

地域自立支援協議会の設置状況等（平成 20 年 10 月現在）

		自治体数	（累計）
設置済		34	—
設置予定	20年度中	4	38
	21年度中	11	49
	22年度中	2	51
	23年度中	0	51
その他		11	—

- また、障害のある人に対する虐待は、被害者本人からは申し出にくいものと考えられるため、虐待を未然に防止し、あるいは早期に発見して被害を最小限にとどめるには、本人が自ら相談に訪れる以外に、地域の住民など本人以外からの通報を的確に受け止め、対応していく必要があります。
- このような通報に対して迅速かつ的確な対応を行い、虐待の早期発見を図るためには、地域自立支援協議会を活用する等、身近な地域における仕組みの整備が求められます。
- そのため、東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を活用するなどの方法を通じて、こうした取組を進める区市町村を支援していきます。

3 福祉施設から一般就労への移行等（東京都と区市町村において設定）

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、第1期計画時点における一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに第1期計画時点における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。

【東京都の目標と達成のための施策】

ア 一般就労への移行促進の目標

- ① 東京都は、「福祉施設から一般就労への移行」のみならず、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、引き続き、東京独自に区市町村障害者就労支援事業及び施設外授産又は企業内通所授産事業の拡充に重点的に取り組みます。

また、産業労働局及び東京労働局との連携により、障害者の態様に応じた多様な委託訓練、障害者トライアル雇用、ジョブコーチによる支援等の事業を拡充することを目指します。

- ② 以上の就労支援に係る事業に積極的に取り組むことにより、平成23年度中に一般就労に移行する者の数が、福祉施設から一般就労へ移行する者を含め、平成17年度の一般就労への移行実績の2倍以上となることを目指します。

この場合、福祉施設から一般就労へ移行する者が、平成17年度の実績の4倍以上となることを目指します。

イ 障害者の就労促進に向けた施策の推進

障害者が当たり前で働ける社会の実現を目指し、より多くの障害者が一般就労に移行するとともに、福祉施設における就労支援を拡充するため、

- ① 福祉施設の利用者をはじめ、一般就労を希望する障害者が企業等に就職することを支援し、就職後も安心して働き続けられるよう、引き続き、職場定着支援や生活支援を継続的に行う区市町村障害者就労支援事業を、平成23年度までに、すべての区市町村で実施する（複数の自治体による共同実施を含む。）ことを目指します。
- ② 福祉施設利用者の一般就労への移行促進に効果的な施設外授産又は企業内通所授産事業について、就労移行支援事業を実施する事業者はもとより、区市町村障害者就労支援事業を実施する事業者も活用できるよう検討し、引き続き、すべての区市町村で実施する（複数の自治体による共同実施を含む。）ことを目指します。
- ③ 一般就労への移行を一層促進するため、障害者に対し、一般就労や雇用支援策について、さらなる周知・啓発を図っていきます。
- ④ 東京都は、地方自治法施行令の規定に基づく福祉施設等からの物品及び役務の調達に積極的に取り組むなど、福祉施設等からの調達を一層積極的に行います。

区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労への移行

項目	数 値	説 明
平成17年度現在の年間一般就労移行者数	717人	平成17年度において、区市町村障害者就労支援事業による支援を受けて一般就労した者（福祉施設利用者を含む。）の数
	4,688人	平成17年度区市町村障害者就労支援事業登録者数（就業中の者を含む。）
【平成23年度目標値】 平成23年度の年間一般就労移行者数	1,500人 2倍以上	平成23年度において、区市町村障害者就労支援事業による支援を受けて一般就労する者（福祉施設利用者を含む。）の数
【平成19年度実績】 平成19年度の年間一般就労移行者数	953人 1.33倍	平成19年度において、区市町村障害者就労支援事業による支援を受けて一般就労した者（福祉施設利用者を含む。）の数

福祉施設における就労から一般就労への移行にかかる目標

項目	数 値	説 明
平成17年度における福祉施設から一般就労に移行した者の数	213人	※平成17年度社会福祉施設等調査において把握された、就職を理由として福祉施設を退所した者の数 (平成16年10月1日～平成17年9月30日の実績)
【平成23年度目標値】 福祉施設から一般就労へ移行する者の人数	852人 4倍	※就労移行支援事業をはじめとする福祉施設の利用者のうち平成23年度において一般就労へ移行する者の目標値
【平成19年度実績】 福祉施設から一般就労へ移行した者の人数	243人 1.14倍	※平成19年度社会福祉施設等調査において把握された、就職を理由として福祉施設を退所した者の数 (平成18年10月1日～平成19年9月30日の実績)
平成23年度における就労移行支援事業の利用者数	2,654人	※各区市町村が、平成23年度における就労移行支援事業の月間の利用者数を見込んだもの。（利用期間は、利用者ごとに標準期間〈24か月〉内で設定する。）

労働施策との連携による福祉施設から一般就労への移行にかかる目標

項目	数 値	説 明
【平成23年度目標値】 福祉施設から一般就労へ移行する者の人数	852人	※就労移行支援事業をはじめとする福祉施設の利用者のうち平成23年度において一般就労へ移行する者の目標値
【平成19年度実績】 福祉施設から一般就労へ移行した者の人数	243人	※平成19年度社会福祉施設等調査において把握された、就職を理由として福祉施設を退所した者の数（平成18年10月1日～平成19年9月30日の実績）
【平成23年度目標値】 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職支援	平成23年度において、公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者を支援する体制づくりを目指す。	
【平成23年度目標値】 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	260人 3割	※平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者委託訓練の受講者数
【平成19年度実績】 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	188人 7.7割	※平成19年度の福祉施設から一般就労へ移行した者のうち、障害者委託訓練の受講者数
【平成23年度目標値】 障害者試行雇用事業の開始者数	426人 5割	※平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数
【平成19年度実績】 障害者試行雇用事業の開始者数	268人 11.0割	※平成19年度の福祉施設から一般就労へ移行した者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数
【平成23年度目標値】 職場適応援助者による支援の対象者数	426人 5割	※平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者支援の利用者数
【平成19年度実績】 職場適応援助者による支援の対象者数	18人 0.7割	※平成19年度の福祉施設から一般就労へ移行した者のうち、職場適応援助者支援の利用者数
【平成23年度目標値】 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	70人	※平成23年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
【平成19年度実績】 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	68人	※平成19年度の福祉施設から一般就労へ移行した者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
【平成23年度目標値】 障害者就業・生活支援センターの設置か所数	6か所	※平成23年度における障害者就業・生活支援センターの設置か所数
【平成19年度実績】 障害者就業・生活支援センターの設置か所数	4か所	※平成19年度における障害者就業・生活支援センターの設置か所数 (参考：平成20年度 5か所設置)

第2節 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策について

1 新体系サービスの見込量の設定

(1) 区域の設定

障害福祉サービス及び相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の種類ごとの必要な見込量を定める区域は、「東京都全域」とします。

(2) 各年度における月間のサービスの見込量

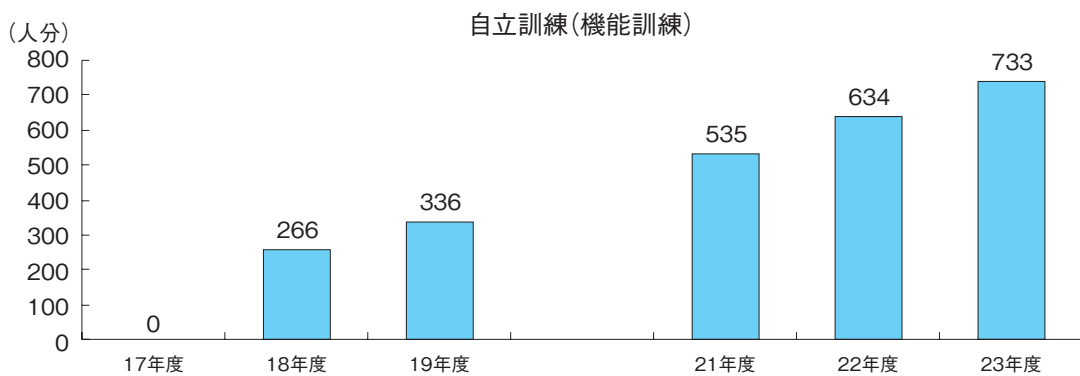
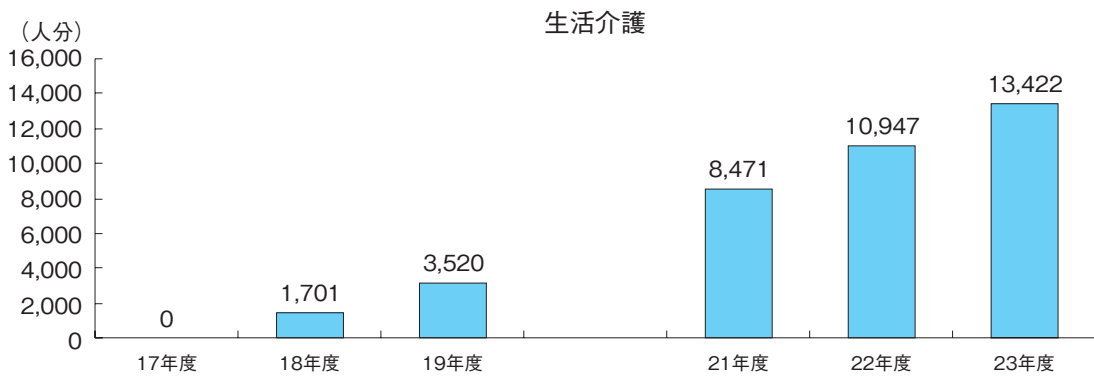
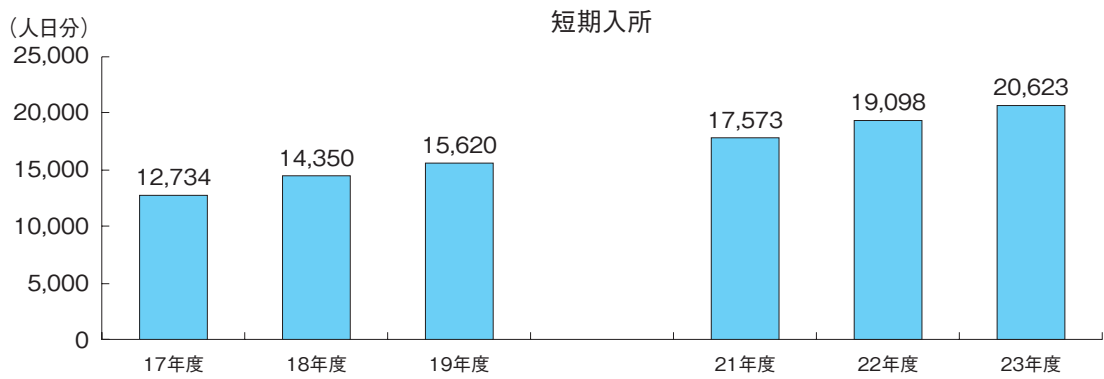
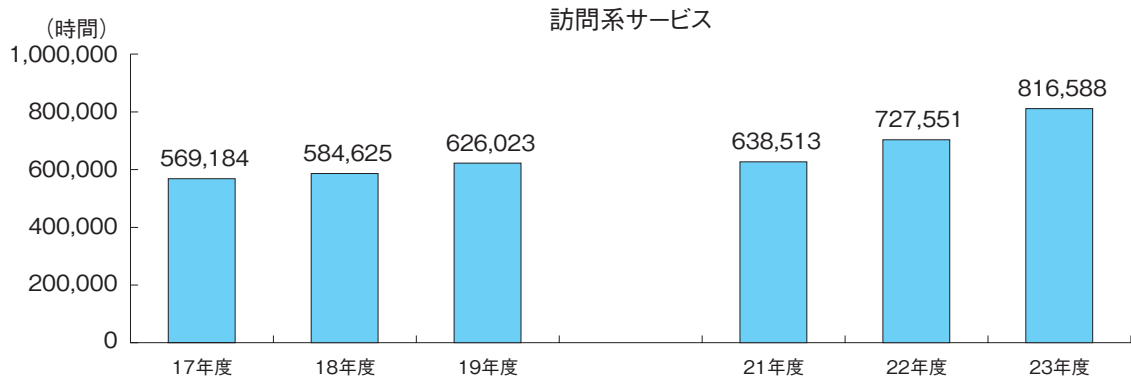
各区市町村のサービスの見込量を基礎として、東京都全域の必要見込量を設定しました。なお、障害者等利用者が、可能な限り身近な地域でサービスが受けられるよう、各区市町村が必要見込量の設定を行うに当たって、各区市町村に対して必要な助言を行い、調整を図りました。

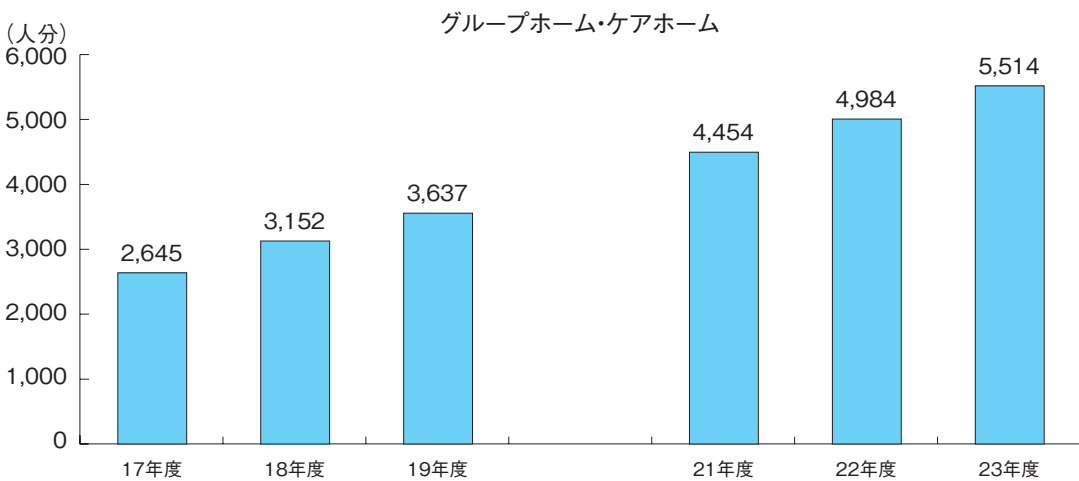
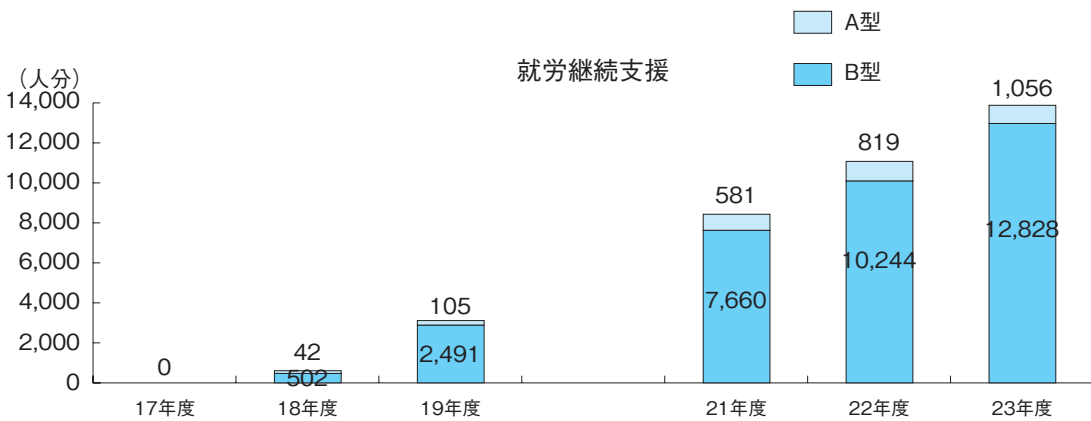
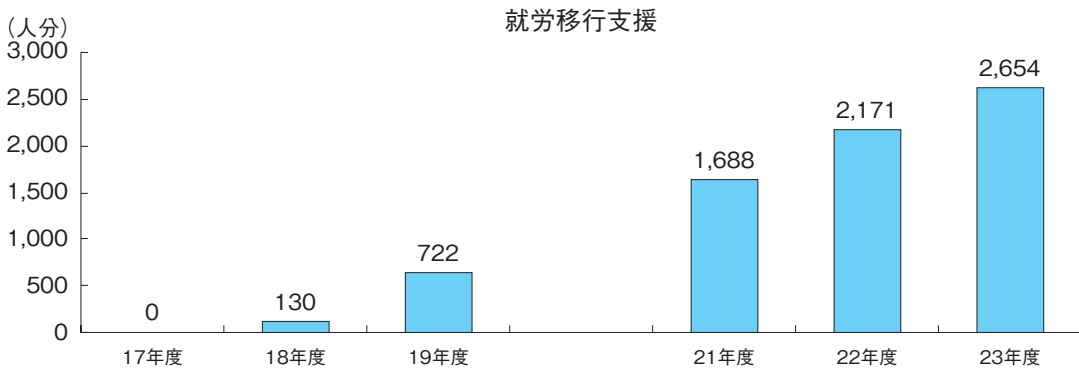
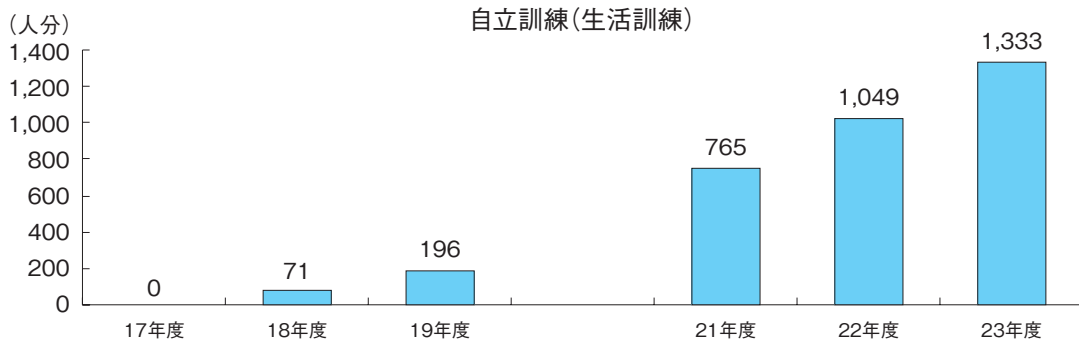
各年度における月間の障害福祉サービス等の実績、見込量及び利用者数

サービスの種類		事項	単位	18年度実績	19年度実績	21年度見込	21年度見込	23年度		
								見込	旧計画	差引
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	サービス量	時間分	584,625	626,023	638,513	727,551	816,588	816,588	0
		利用者数	人	11,499	11,995	13,397	14,289	14,758	—	—
日中活動系サービス	生活介護	サービス量 (=利用者数)	人分	1,701	3,520	8,471	10,947	13,422	13,422	0
	自立訓練（機能訓練）		人分	266	336	535	634	733	733	0
	自立訓練（生活訓練）		人分	71	196	765	1,049	1,333	1,333	0
	就労移行支援		人分	130	722	1,688	2,171	2,654	2,654	0
	就労継続支援（A型）		人分	42	105	581	819	1,056	1,056	0
	就労継続支援（B型）		人分	502	2,491	7,660	10,244	12,828	12,828	0
	療養介護		人分	80	75	202	265	328	328	0
	（小計）		人分	2,792	7,445	19,902	26,129	32,354	32,354	0
	児童デイサービス	サービス量	人日分	8,108	9,064	10,950	15,054	19,158	19,158	0
		利用者数	人	1,508	1,933	2,811	2,943	3,114	—	—
短期入所	サービス量	人日分	14,350	15,620	17,573	19,098	20,623	20,623	0	
	利用者数	人	1,846	2,065	2,718	2,973	3,227	—	—	
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	サービス量 (=利用者数)	人分	3,152	3,637	4,454	4,984	5,514	5,514	0	
施設入所支援		人分	199	777	3,159	5,157	8,458	8,458	0	
相談支援（計画作成対象）		人分	44	85	2,929	4,351	5,772	5,772	0	

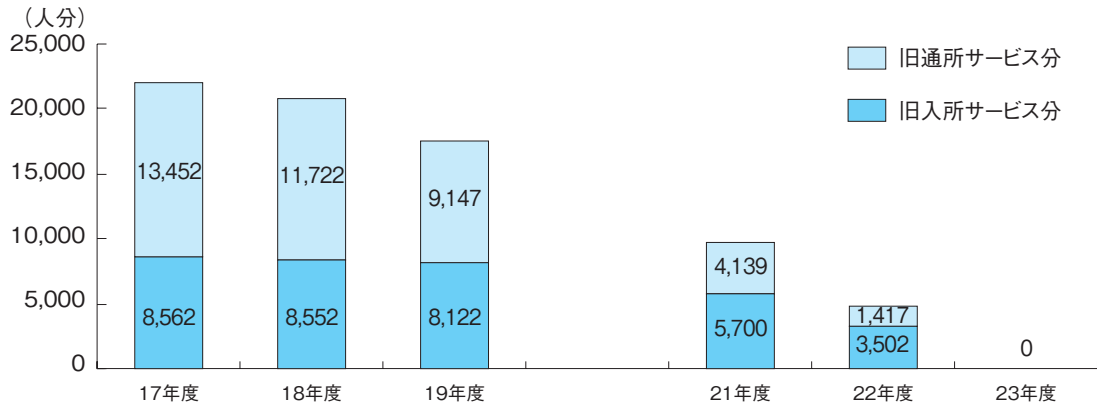
(参考) 旧体系サービスの実績、見込量及び利用者数

サービスの種類		事項	単位	18年度実績	19年度実績	21年度見込	22年度見込	23年度		
								見込	旧計画	差引
日中活動系	旧入所サービス分	サービス量 (=利用者数)	人分	8,552	8,122	5,700	3,502	0	0	0
	旧通所サービス分		人分	11,722	9,147	4,139	1,417	0	0	0
居住系	旧入所サービス分		人分	8,655	8,254	5,784	3,580	0	0	0

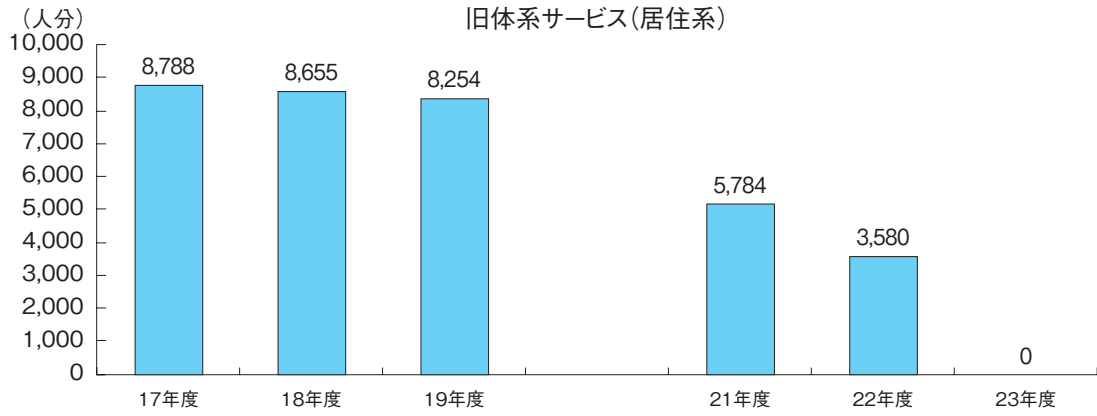




旧体系サービス(日中活動系)



旧体系サービス(居住系)



(3) 精神障害者退院促進支援事業（精神障害者地域移行支援特別対策事業による各年度の退院者数及び月間のサービスの見込量

精神障害者退院促進支援事業（精神障害者地域移行支援特別対策事業）の実績及びこの事業による平成23年度末までの退院者数の目標値（500人）を踏まえ、東京都は、平成21年度から平成23年度までの各年度について、東京都全域で新たに退院すると見込まれる人数及びこの事業により退院した人が利用するサービスの必要見込量を設定しました。

各年度における退院者数【退院支援事業による退院者】

区分	単位	18・19年度実績	20年度見込	21年度見込	22年度見込	23年度見込
単年度	人	56	54	100	130	160
累計	人	56	110	210	340	500

各年度における月間の障害福祉サービス等の見込量及び利用者数【退院促進支援事業による退院者】

サービスの種類		事項	単位	21年度見込	22年度見込	23年度見込
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	サービス量	時間分	1,350	2,160	3,240
	重度障害者等包括支援	利用者数	人	50	80	120
	自立訓練（生活訓練）	サービス量 (=利用者数)	人分	20	30	50
	就労移行支援		人分			
	就労継続支援（A型）		人分	60	100	150
	就労継続支援（B型）		人分			
	（小計）		人分	80	130	200
	短期入所	サービス量	人日分	120	220	320
		利用者数	人	60	110	160
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	サービス量 (=利用者数)	人分	130	200	300	
相談支援（計画作成対象）		人分	25	33	40	

2 新体系サービスの見込量を確保するための方策について

(1) 「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」

- 東京都は、旧計画において、従来の「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」を拡充し、グループホーム、通所施設、ショートステイなどの地域生活基盤の重点的整備を、引き続き積極的に支援（設置者負担の1/2を特別助成）してきました。
- 新計画では、区市町村が平成23年度までに必要と見込んだ障害福祉サービスの量が確保されるよう、引き続き、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」を策定し、グループホーム、日中活動の場、ショートステイなどの地域生活基盤の重点的整備への積極的支援（原則として、設置者負担の1/2を特別助成）を図ります。

1 地域居住の場の整備

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の地域生活への移行を進めるため、グループホームの整備を促進します。

1,560人増→**1,640人増**

2 日中活動の場の整備

これから特別支援学校を卒業する方々のサービス利用の希望に応えるとともに、障害者自立支援法に基づく新たな事業体系による施設整備を促進するため、多様な日中活動の場の整備を推進します。

1,900人増→**2,200人増**

3 在宅サービスの充実

障害者が身近な地域でショートステイが利用できるよう、整備を促進します。

200人増→**210人増**

4 地域生活支援型入所施設の整備

東京都障害福祉計画で定める、平成23年度末の入所定員数を平成17年10月1日現在の定員数（7,344人）を超えないよう努めつつ、未設置地域において、地域生活への移行等を積極的に支援する機能等を強化した施設の整備を引き続き推進します。

90人分

なお、このプランでは、障害者の生活基盤を整備するとともに、「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」（70頁参照）に基づき、障害者雇用増加のために必要な就労支援の充実を併せて支援します。

- ・ 区市町村障害者就労支援事業の推進（68頁、177頁参照）
- ・ 地域開拓促進コーディネーターの配置（68頁参照）
- ・ 施設外授産の増進（69頁、177頁参照）
- ・ 地域移行促進員の設置（48頁参照）
- ・ 障害者地域生活安定化支援事業の開始（54頁参照）
- ・ 障害者グループホーム等移行促進事業（48頁参照）

（2）地域生活支援事業

- 障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるためには、個別給付のほか、地域の特性や個々の利用者の状況に応じて、各種のサービスを利用できることが必要です。
- 地域生活支援事業は、障害者自立支援法に基づき、こうしたサービスを柔軟な形態により効率的・効果的に実施することを通じて、福祉の増進を図ることを目指しています。
- このうち、区市町村地域生活支援事業について、障害者自立支援法は、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業及び地域活動支援センター機能強化事業を義務的に実施しなければならないものとして定めています。

（3）障害者施策推進区市町村包括補助事業

- 広域的自治体である東京都の役割の一つとして、国による全国一律の制度では対応し得ない、区市町村が地域の実態に即して行う独自の創意工夫に基づく先進的取組に対する支援を重点的に実施していくことが重要です。
- 東京都は、平成19年度から「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を独自に開始し、区市町村の取組を支援しています。

第3節 サービスを担う人材の養成・確保

(指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置・

障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置)

- 東京都は、利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、社会福祉法人、NPO法人、当事者団体などの民間団体や企業による多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の向上に資する人材の養成・育成に取り組みます。
- サービスの直接の担い手である介護従事者等については、重度訪問介護従業者養成研修や、区市町村地域生活支援事業に位置づけられた移動支援事業の担い手である移動介護育成従業者養成研修を通じて、今後の需要に的確に対応できるよう、着実に養成を図ります。
- また、サービス提供に係る専門職員として、新たにサービス管理責任者及び相談専門員が、福祉サービス及び相談支援の事業者ごとに配置されることとなっており、これらの者の確保とサービスの質を高めるための研修を着実に実施します。
- さらに、障害者自立支援法の下で提供されるサービスの質を維持・向上させるため、行政機関職員をはじめ、福祉施設職員、グループホーム世話人、就労支援機関職員など民間の社会福祉事業や保健・医療の事業に従事する者に対して、利用者本位のサービス・支援の提供に資する研修を実施していきます。
- あわせて、東京都が平成15年度から取り組んできた福祉サービスの第三者評価について、障害者自立支援法の新たな事業体系に基づく障害福祉サービス等を、事業者の移行状況を踏まえながら評価対象としていくことにより、利用者のサービス選択と事業者のサービスの質の向上を支援していきます。
- 重症心身障害児（者）などへの医療サービスの提供に携わる看護職員には、その特性に即した的確な対応が可能となるよう、十分な知識と技術が求められます。
- 東京都は、療育分野全般の知識・技術を習得するための独自の研修制度を新たに設けるとともに、感染管理など特定の専門分野に関する資格（専門看護師）取得のための支援策の実施を通じて、近年、全国的に看護職員の確保が困難な状況が続く中で、看護職員の一層の資質向上及び職場への定着を図り、重症心身障害児（者）への支援の充実を目指します。

- また、今後、障害福祉サービスの事業者には、地域生活への移行や企業等への就労支援など新たな課題への的確な対応が求められることから、質の高い人材の育成が重要になります。
- 障害者そのものを理解し、それぞれの特性に応じて対応できるような、質の高い人材を育成するには、専門的知識や技術の習得などが必要であるため、東京都は、事業者を支援していきます。
- さらに、障害福祉サービスという仕事の意義や重要性について、都民やこれから仕事に就こうとする人の理解を深めることができるよう、積極的な啓発を行っていきます。

第4節 都道府県地域生活支援事業

事業名	19年度	21年度	22年度	23年度
	実施箇所数／ 実修了者数	実施見込み箇所数／ 実修了見込み者数		
(1) 専門性の高い相談支援事業				
①発達障害者支援センター運営事業	1	1	1	1
②障害者就業・生活支援センター事業	4	6	6	6
③高次脳機能障害支援普及事業	1	1	1	1
④障害児等療育支援事業	8	8	8	8
(2) 広域的な支援事業				
① 都道府県相談支援体制整備事業	0	1	1	1
② 都道府県自立支援協議会	設置済	設置済	設置済	設置済
(3) その他の事業				
①手話通訳者養成事業	202	240	240	240
②要約筆記者養成講習会	52	40	40	40
③点訳奉仕員指導者養成	15	30	30	30
④専門点訳奉仕員養成	26	30	30	30
⑤朗読奉仕員指導者養成	17	20	20	20
⑥音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	12	12	12	12
⑦盲ろう者通訳・介助者養成研修事業	—	40	40	40

資料

資料

東京都障害者施策推進協議会 審議経過

【委嘱期間：平成20年2月15日～平成22年2月14日】

開催日時	会議名	審議内容
平成20年2月15日(金)	第1回総会	・ 専門部会の設置について ・ 審議事項について
平成20年3月28日(金)	第1回専門部会	・ 地域におけるサービス提供体制の整備について
平成20年4月22日(火)	第2回専門部会	・ 地域生活移行の取組状況と入所施設のあり方について
平成20年5月27日(火)	第3回専門部会	・ 障害者の就労支援策の取組状況について
平成20年6月19日(木)	第1回起草委員会	・ 「提言」案の起草について
平成20年7月18日(金)	第2回起草委員会	・ 「提言」案の起草について
平成20年8月1日(金)	第3回起草委員会	・ 「提言」案の起草について
平成20年8月8日(金)	第4回専門部会	・ 「提言」起草案について
平成20年8月28日(木)	第5回専門部会 (拡大専門部会)	・ 「提言」素案について
平成20年9月3日(水)	第6回専門部会 (拡大専門部会)	・ 「提言」案について
平成20年9月9日(火)	第2回総会	・ 「提言」の決定及び提言

東京都障害者施策推進協議会 委員名簿

		氏 名	役 職
1		相原 佳子	弁護士
2		青木 國太郎	日の出町長
3		石川 雅己	千代田区長
4		伊藤 善尚	東京都精神障害者民間団体協議会代表
5	◎	大八木直三郎	公募委員
6	◎	小川 浩	大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科教授
7		尾又 正則	東大和市長
8	◎	北澤 清司	高崎健康福祉大学健康福祉学部保健福祉学科教授
9		倉方 厚子	(社)東京都聴覚障害者連盟理事長
10		倉田 清子	東京都立東大和療育センター院長
11		笹川 吉彦	(社)東京都盲人福祉協会会長
12	会長	高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
13	◎	得重 純子	公募委員
14		夏梅 照子	(福)東京都知的障害者育成会理事
15		野村 歡	国際医療福祉大学大学院教授
16		兵頭 英昭	(社)東京都歯科医師会副会長
17	◎専門部会長	松矢 勝宏	目白大学人間学部子ども学科長
18		八ツ橋 経明	(社)東京都身体障害者団体連合会会長
19		山田 雄飛	(社)東京精神科病院協会副会長
20		弓倉 整	(社)東京都医師会理事

◎…専門部会委員

東京都障害者施策推進協議会 専門部会委員名簿

		氏 名	役 職
1		市橋 博	障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会事務局長
2		岩城 節子	東京都重症心身障害児(者)を守る会会長
3		大八木直三郎	公募委員
4	副部会長	小川 浩	大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科教授
5		北澤 清司	高崎健康福祉大学健康福祉学部保健福祉学科教授
6		小金沢 正治	東京都精神障害者団体連合会相談役
7		笹生 依志夫	(福)原町成年寮 地域生活援助センター所長
8		新堂 薫	(福)武蔵野千川福祉会 チャレンジャー施設長
9		得重 純子	公募委員
10		栃本 一三郎	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
11		中西 正司	(NPO) DPI日本会議常任委員、 全国自立生活センター協議会代表
12		橋本 豊	(福)東京都知的障害者育成会本人部会副代表
13		林 優子	(福)練馬区社会福祉協議会 障害者地域生活支援センターきらら所長
14	部会長	松矢 勝宏	目白大学人間学部子ども学科長
15		水野 雅文	東邦大学医学部精神神経医学講座教授、 東邦大学医療センター大森病院メンタルヘルス センター長
16		山本 あおひ	(福)正夢の会 パサージュいなぎ施設長

東京都障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月31日

条例第29号

(設置)

第1条 東京都における障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、知事の附属機関として、東京都障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第1項の規定に基づく地方障害者施策推進協議会とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第9条第2項に規定する都道府県障害者計画に関し、同条第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び東京都の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する委員20人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の設置及び権限)

第5条 協議会に会長を置き、会長は、委員が互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(専門委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(定足数及び表決数)

第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。



日本だから、できる。あたらしいオリンピック・パラリンピック！